

発議第 2号

憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案  
を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政  
庁に提出するものとする。

平成27年6月10日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
" " 小 林 栄 治  
" " 折 戸 幸 博

賛成者 江差町議会議員 大 門 和 子

【提出先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、防衛大臣

## 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の 廃案を求める意見書

安倍政権は、集団的自衛権行使を認める一連の法案を、今国会を延長してまでも、強引に成立させようとしている。日本を「海外で戦争する国」にする道は、許されない。

今回の5月提出の「安全保障法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めている。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで、撤退はしないと決められようとしている。自衛隊員の武器使用については、「自己防護」(正当防衛)に限られてきたものから、大きく拡大。自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出ることは避けられない。

また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦するしくみをつくらようとしている。「重要影響事態」(=日本の経済や社会に重要な影響を与える事態)と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行おうとしている。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が「国際平和支援法」と言われている。自衛隊がおこなう支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたる。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能になる。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかならない。

このように、集団的自衛権行使を具体する「安全保障法制」は、戦争立法と言っても過言ではない。

### 記

1. 集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月10日

北海道江差町議会議長 打 越 東 亜 夫